

---

監 査 委 員

---

4年監査公表第7号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により、令和3年度に京都府監査基準に準拠し、執行した監査の結果（令和4年5月31日監査委員会議決定分）を次のとおり公表する。

令和4年7月29日

京都府監査委員	兎 本	和 久
同	北 岡	千はる
同	森	敏 行
同	橋 本	幸 三

1 監査の種類、実施方法等

(1) 種類、対象

① 財務監査

令和2年度分（一部監査日までの現年度分を含む。）の財務に関する事務の執行及び経営に関する事業の管理

② 工事監査

令和2年度に完成した重要構造物、防災、耐震化・長寿命化等の大規模工事から選定した箇所における工事に関する事務の執行

③ 行政監査

令和2年度分（一部監査日までの現年度分を含む。）の事務の執行

④ 財政的援助団体等監査

京都府が次のアからウまでのとおり、財政的援助を与えているものの出納その他当該財政的援助に係る事務の執行

ア 出資団体（資本金、基本金等の4分の1以上

を出資している団体)

イ 公の施設の指定管理者

ウ 補助金等交付団体(補助金、交付金、負担金、貸付金等の財政的援助を与えている団体)

(2) 実施方法

監査委員が監査対象機関等に対し、関係書類や事務事業の実態を調査し、併せて関係者と意見交換する「実地監査」及び監査委員事務局職員による事前調査の結果に基づき審査を行う「書面監査」により実施する。

(3) 実施方針

①～⑤の実施方針に基づき、5項目について重点的に実施する。

- ① 合規性・正確性の確保
- ② 共通課題の改善、府民目線に立ち3E(経済性・効率性・有効性)の観点を重視
- ③ 内部統制を踏まえた監査
- ④ コロナ禍の中、機動力と効率性の高い執行
- ⑤ 監査結果の実効性の確保

<重点項目>

ア コロナ禍により大きな業務内容の変更が生じた委託事業の適切な処理(大規模イベント、施設の指定管理等)

イ 委託業務成果物の適切な収納(権利関係を含む。)

ウ 単費補助金の適切な進行管理、実績報告書の内容確認

エ 府有施設の建築基準法に基づく法定点検状況

オ 公用携帯電話の有効活用

2 監査の実施状況

京都府監査実施要領及び令和3年度監査計画に基づき、令和3年5月から令和4年3月にかけて、次のとおり実施した。(既報告分を除く。)

- ・ 知事部局13箇所、教育委員会13箇所、警察本部3箇所の計29箇所及び工事の執行1箇所
- ・ 財政的援助団体等監査について、出資団体2箇所、指定管理団体1箇所及び補助団体1箇所の計4箇所

また、本庁分の会計事務に係る月例点検(令和4年3月)を実施した。

おって、実施機関名等、実地監査日等の詳細は、別表のとおりである。

3 監査の結果

(1) 監査結果の概要

令和4年3月30日の監査委員会議において、指摘事項3件、要望事項1件、合計4件を、次のとおり決定した。

- ・ 指摘事項
  - 収入関係1件(不適切な債権管理)
  - 財産関係1件(行政財産使用料の過少徴収)
  - 工事関係1件(不適切な事務処理)
- ・ 要望事項
  - 物品の最適な導入方法の比較検討

(注) 監査結果の区分は、次のとおりである。

「指摘」とは、次のいずれかに該当すると認められる事項で、是正又は改善を求めるもの

- ① 法令等に違反していると認められる事項
- ② 損害が生じていると認められる事項
- ③ 事務の執行が適正を欠くと認められる事項
- ④ 前回の指摘事項等について適切な措置がされていないと認められる事項

「要望」とは、次のいずれかに該当する事項で、改善の要望を行うもの

- ① 経済性、効率性又は有効性の観点から改善が必要であると認められる事項
- ② 事務の執行について、改善が必要であると認められる事項

(2) 指摘事項の内容

内容等		監査対象機関
収入	生活保護費返還金に係る債権管理が不適切であったもの	山城北保健所級喜分室
財産	行政財産使用料を過少徴収していたもの	府立京都すばる高等学校
工事	工事打合簿の設計変更概算額が複数未記載であったもの	府営水道事務所

なお、上記以外に内容が比較的軽易なもの等として、2件を注意とした。

(3) 要望事項の内容

事項	内容	監査対象機関
物品の最適な導入方法の比較検討	加湿器の調達において賃借を継続しているが、購入した場合と比べ支出額が約1.5倍となっている。限りある公金の執行に当たっては、効率性、有効性のみならず、経済性の観点もできる限り考慮し、購入も含め最適な導入方法を比較検討されたい。	議会事務局

(別表)

実施機関名等	実地監査日	事務局調査日
自転車競技事務所	令和4年3月16日	令和3年12月16日
京都東府税事務所	令和4年3月18日	令和4年2月2日
自動車税管理事務所	令和4年3月18日	令和4年2月4日
府営水道事務所	令和4年3月16日	令和4年2月24日
府立淇陽学校	令和4年3月17日	令和3年12月13日
中小企業技術センター	令和4年3月4日	令和4年2月1日

病害虫防除所	令和4年3月17日	令和4年2月10日
農林水産技術センター (茶業研究所、農林センター・森林技術センター、生物資源研究センター)	令和4年3月9日・17日・18日	令和4年2月7日・10日・16日・17日
府立林業大学校	令和4年3月17日	令和4年2月17日
府立城陽高等学校	令和4年3月4日	令和4年2月9日
府立田辺高等学校	令和4年3月2日	令和3年5月21日
府立亀岡高等学校	令和4年3月4日	令和4年2月1日
府立園部高等学校・附属中学校	令和4年3月2日	令和3年12月3日
府立丹後緑風高等学校 (府立網野高等学校)	令和4年2月10日	令和4年3月14日
府立消防学校		令和4年3月9日
丹後家畜保健衛生所		令和4年3月1日
中丹教育局		令和4年3月22日
府立洛西高等学校		令和4年3月3日
府立洛水高等学校		令和4年3月10日
府立京都すばる高等学校		令和4年3月11日
府立久御山高等学校		令和4年3月24日
府立南丹高等学校		令和4年3月23日
府立福知山高等学校・附属中学校		令和4年3月18日
府立峰山高等学校		令和4年3月28日
綾部警察署		令和4年3月2日
福知山警察署		令和4年3月2日
宮津警察署		令和4年3月2日
流域下水道事務所(木津川流域下水道洛南浄化センター建設工事(水処理施設))		令和4年3月28日
社会福祉法人 京都府社会福祉事業団	令和4年3月15日	令和3年12月16日
京都府住宅供給公社	令和4年3月8日	令和4年1月20日
株式会社東急コミュニティー		令和4年3月15日
林ベニヤ産業株式会社		令和4年3月29日
会計事務月例点検(本庁分)		令和4年3月25日

4 令和3年度監査の全体概要

(1) 実施状況

定期監査は、本府の287全機関について、財政的

援助団体等監査は、令和3年度選定の25団体について実施した。

監査の結果は、指摘及び要望の全体数が48件であった。

第1表：実施機関数及び実施結果の状況

区 分	実施機関 (箇所)			実施結果 (件)		
	本庁	地域機関		指摘	要望	計
知事部局	171 (166)	98 (96)	73 (70)	31 (32)	5 (6)	36 (38)
教育庁	83 (85)	14 (12)	69 (73)	6 (11)	1 (1)	7 (12)
警察本部	25 (26)	1 (1)	24 (25)	1 (0)	0 (0)	1 (0)
行政委員会等	8 (8)	7 (7)	1 (1)	0 (0)	1 (0)	1 (0)
計	287 (285)	120 (116)	167 (169)	38 (43)	7 (7)	45 (50)
財政的援助団体等監査	25 (9)	出資13(6)、指 定管理6(3)、 補助金6(0)		1 (3)	2 (0)	3 (3)
合 計	312 (294)	-	-	39 (46)	9 (7)	48 (53)

※ ( )内は令和2年度

※ 財政的援助団体の実施結果には、団体の所管課への指摘件数を含む。

令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の流行状況に臨機に対応するため、監査の早期実施に加え、一部機関について監査手法を実地から書面方式へ変更して概ね実施を確保したが、3年度は、オンライン形式の更なる活用により実地方式での監査の実施率を高めた。

第2表：実施率の状況

	当初計画 A	実績 B	実施率 B/A%	<参考> 2年度
定期監査全体(オンライン形式含む)	(全機関) 287	287	100%	100%
うち委員審査	182	182	100%	89%
本庁	120	120	100%	100%
地域機関	62	62	100%	69%
広域振興局	28	28	100%	100%
広域振興局以外	34	34	100%	44%
うち北中部	14	14	100%	9%
うち現地事務局調査	198	198	100%	89%
本庁	120	120	100%	100%
地域機関	78	78	100%	74%
広域振興局	28	28	100%	100%
広域振興局以外	50	50	100%	60%

うち北中部	21	21	100%	41%
うち書面事務局調査	89	89	100%	124%
財政的援助団体等監査	25	25	100%	36%
うち委員審査	3	3	100%	0%

(2) 実施結果の主な内訳

ア 主な項目別内容

令和3年度は、指摘39件、要望9件の合計48件であった。

項目ごとの点検の母数が異なるため、指摘率の高さが、即ち、発生頻度の高さとは言えないが、指摘の主な内訳は、例年多い「契約」や「支出」関連、次いで「財産」であった。

具体的には、契約では、契約書・仕様書の不備(5件)、契約に定めのない方法での支払(2件)、予定価格の設定誤り(1件)、予定価格調書の未作成(1件)となっており、支出では、誤払(3件)、職員手当の誤支給(3件)、著しい支払遅延(1件)であった。このうち、予定価格調書の未作成については、令和2年度分の事務執行であるため、規則改正前の適用基準により指摘としたが、随意契約による場合の予定価格調書の作成については、監査委員の要望を踏まえ、令和3年4月に規則の一部が改正され、作成省略基準額が引き上げられた。

要望については、昨年度比2件増の9件であった。3Eの観点からの要望は、物品の最適な導入方法の比較検討、事業実態に応じた再委託等契約条項への改善など計6件で、制度所管課への改善要望は、単独随意契約の要件規定の遵守、公用車調達時の標準仕様の見直しなどの3件であった。

第3表：指摘及び要望の内訳

区 分	合計 (件)	構成比	主な内容等
指摘	39	100%	
収入	5	13%	過少徴収、調定遅延等
支出	7	18%	誤払、手当誤支給、著しい支払遅延
補助金	2	5%	年度末概算払等
契約	9	23%	契約書等の不備、予定価格調書の不備
物品	1	3%	出納機関への通知失念
財産	6	15%	使用料誤徴収
工事	3	8%	元下指針違反等
その他	6	15%	その他法令違反等、財援

要望	9	-	3E、制度改善
計	48	-	

※ 昨年度比90.5% (2年度は53件(指摘46件、要望7件))

イ 観点別内容

指摘39件は、合规性・正確性違反に関するものであり、うち6割が職員の認識不足や単純なミスで、所属内でのチェックなど内部統制が機能していれば防げたものであった。件数は、昨年度(46件)より減少しているが、引き続き所属内におけるチェック体制の徹底が求められる。

要望については、3Eの観点から事業のよりよい実施に向けた検討を求めるものが2/3(6件)で、残り1/3(3件)が制度所管課に制度の改正や一層の周知徹底を求めるものであった。

第3表-2：観点別割合

監査の観点	合計(件)	
合规性、正確性	39	指摘
うち、内部統制が機能していれば起こらなかったもの	24	
3E(経済性、効率性、有効性)等	9	要望
3E(経済性、効率性、有効性)	6	
制度改善	3	

ウ 工事監査の結果

主要工事10箇所について当初計画どおり工事監査を実施するとともに、定期監査での実施も含め計270箇所の工事を抽出調査した。

技術的見地による確認では、指摘事項は検出されなかったが、事務処理の適正性については、元下指針の遵守不備(府外下請選定理由の記載不十分、1件)、工事打合簿の記載不備(変更概算額の未記載複数、2件)が検出されており、制度遵守についての一層の徹底が求められる。

また、近年、設計や施工管理を外部委託するケースが増加しており、変更契約などの事務手続に疑義があるケースも見られるため、工事契約とあわせ委託契約についても事務処理の適正性の確認に注力していく。

第4表：工事監査の結果(大規模工事)

	工事名	分類	監査結果
1	福知山児童相談所改修工事(主体工事)		
2	新設特別支援学校(井手地区)校舎新築工事(主体工事)(再)	重要構造物	
3	木津川流域下水道洛南浄化センター建設工事(水処理施設)		

4	鴨川広域河川改修（重要インフラ・防犯）工事	防災	特に問題なし
5	大野ダム堰堤改良（経対・防犯）工事		
6	府営農村地域防災減災段ノ池地区その2工事		
7	竹野川広域河川改修（重要インフラ・防犯）工事	耐震・長寿命化	
8	重要文化財萬福寺法堂ほか4棟保存修理工事（法堂屋根工事）		
9	奈良笠置線（笠置橋）大規模改修工事		
10	綾部インター線（白瀬橋）大規模改修工事		

※ 大規模工事 1箇所の事業費が概ね1億円以上、かつ1工事の請負額が概ね5千万円以上

第5表：工事監査の結果（その他工事）

単位：箇所

区分	内 訳	箇所数	監査結果
土木工事	道路34、河川30、その他36	100	指摘1件（工事打合簿の記載不備）
設備工事	水道12、下水道4、その他12	28	指摘1件（ ）
建築工事	新設7、建物改修15	22	指摘1件（元下指針の遵守不備）
委託業務	設計委託43、管理委託5、付随工事24、その他38	110	
計		260	

(3) 重点項目等のまとめ

令和3年度監査計画に掲げた5つの重点項目についての監査結果は、以下のとおりであった。

ア コロナ禍により大きな業務内容の変更が生じた委託事業の適切な処理

府の委託事業等（補助金等交付事業を含む。）のうち、大規模イベント35件、指定管理施設の管理8施設を抽出し、コロナ禍における実施状況や財政状況を調査した。

① 実施状況及び財政状況

大規模イベントでは、当初計画どおり実施したものが35件中4件で、残り31件は、コロナの状況に応じ実施方法等を変更（中止を含む。）していた。WEB開催への変更が16件と最も多く、うち2件は双方向対応（Zoom）を行い、代替実施の1件は、中高生のスポーツ競技府内大会の中止に伴い、これに代わる競技会の実施に対して補助を行ったものである。

事業費の執行額を見ると、35件中30件で当初計画より減少し、中でも、実施方法の変更により4割以上経費削減となったものが5件あった。一方、感染防止対策を施して実地で開催したイベントでは、経費が増加したものが1件あった。

指定管理施設では、変更なく運営したものは8施設のうち1施設のみで、残る7施設は、府の要請に応じて、運営規模の縮小（1施設）や営業期間の短縮（6施設）を行い、府から減収補填負担金の交付を受けていた。

第6表：イベント等の実施状況及び財政状況

単位：件、（ ）内は構成比

	変更なし	変更あり					合計	
		中止	縮小	期間短縮	実施方法変更 WEB開催	内容変更 代替実施		
大規模イベント	4 (11%)	3 (9%)	7 (20%)	-	16 (46%)	4 (11%)	1 (3%)	35 (100%)
事業費の増減	増	-	-	-	-	1	-	1
	減	-	3	7	-	16	3	30
	増減40%以上減		皆減3	-	-	4	1	-
指定管理施設	1 (12%)	-	1 (12%)	6 (76%)	-	-	-	8 (100%)
減収補填	有	-	-	1	6	-	-	7
	無	1	-	-	-	-	-	1

② まとめ

WEB開催に変更した大規模イベント16件の実施結果を見ると、事業内容やターゲットがWEB開催に馴染むものかどうかで、参加者数の明暗が分かれた。WEB開催は経費の節減効果に加え、遠隔地やより若い年齢層等、新たな参加者の獲得の効果も窺われるが、実体験や物販など、実地方式ならではの事業もあり、両者をうまく組み合わせ、より効果的な事業展開が期待される。

指定管理施設では、2年度は営業短縮への減収補填により経営的な問題は生じていないが、コロナの影響による長期的な利用低減や収益悪化が予想され、コロナ禍でも利用が見込まれる新規用途について、施設所有者である京都府と連携して検討を進めていくことが求められる。

イ 委託業務成果物の適切な収納（権利関係を含む。）

令和2年度監査において、成果物が適切に収納されていない事例を検出したことから、令和3年度では、主に府民向けの広報を目的とした委託業務のうち、140機関203件の業務を抽出し、成果物の収納状況や契約手続、著作権等権利の帰属について調査した。あわせて、コロナ禍において、これらの成果物が有効に活用されたかについて、聞き取りを行った。

① 成果物、契約手続、著作権の状況

成果物の形態は、印刷物や動画、ポータルサイトなどで、調査した203件全てについて、仕

様書どおりの成果物が納期限内に納品されていた。

契約手続は、一般競争入札が原則であるが、コロナ関係で緊急性が高いもの（3者見積り）や大学との包括連携協定に基づくもの等専門性の高い事業（単独随意契約）などでは、随意契約が行われており、いずれも適切に処理されていた。

成果物の著作権については、90件の契約書に規定がなかったが、国が提供する資料である、秘匿すべき事項の記載がない、1回限りのものである等、規定の必要性がないもので、残り113件については適正に規定されていた。

第7表：成果物の形態、契約手続及び著作権規定の状況

単位：件

実施機関数	件数	成果物				著作権		
		印刷物	動画	ポータルサイト	調査・研究等	規定あり	府に帰属なし	規定なし
140	203	145	15	4	39	113	7	90

② 成果物の有効活用の状況

聞き取りを行った範囲では、作成部数、配布先や残部数の状況は概ね適正であった。また、コロナ禍に対応し、HPでの公開、WEB広告、YouTube（ユーチューブ）への掲載など電子媒体の活用が多く見られた。

③ まとめ

コロナ禍において、対象者へより適切に情報が届くよう一層の周知方法の工夫が求められており、その中心は紙媒体からWEBに移りつつある。一方で、情報の入手や利用について困難を抱える方への確実な情報提供が必要であることも踏まえ、今後は、WEB発信に取り組まれた事業について、その効果を調査していく。

ウ 単費補助金の適切な進行管理

令和2年度監査に引き続き、単費補助金を対象として、2年度執行分から97件を抽出し、補助金交付要綱の制定状況及び履行確認の実施状況について調査した。

① 補助金交付要綱の制定状況

補助金交付事務に共通する基本的な事項を規定した「補助金等の交付に関する規則」以外に、個別事項を規定した補助金交付要綱等を制定しているかを調査した。

97件中68件で交付要綱が制定されており、うち16件については、目標数値の設定やアンケート実施により効果検証を行うことが規定されていた。

交付要綱の内容を見ると、近年、会計検査院による会計検査でも指摘が見られる消費税仕入控除税額について規定しているものは21件で、それ以外の76件のうち、交付先が株式会社や個

人等であるものは、消費税仕入控除税額の取扱いを明確にするため、速やかに規定を整備するよう指導した。

また、補助金を執行する上で問題となりやすい財産の処分について規定しているものは21件で、残り76件のうち、内容上、取扱いの厳格化が望ましいものに対し、基準を示すよう指導した。

第8表：要綱制定等の状況

単位：件、（ ）内は構成比

	あり	なし	計
補助金交付要綱	68(70%)	29(30%)	97(100%)
効果検証規定	16(24%)	-	16(16%)

第9表：消費税仕入控除税額及び財産処分の制限の要綱等規定状況

単位：件、（ ）内は構成比

	要綱で規定	規定なし		計	
		指令書に記載	記載なし		
消費税仕入控除税額	21(22%)	76(78%)	8(8%)	68(70%)	97(100%)
財産処分の制限	21(22%)	76(78%)	12(12%)	64(66%)	97(100%)

② 履行確認の実施状況

履行確認において、現地調査していたものは22件で、残り75件は、補助事業者から提出された実績報告書や写真等で事業内容を確認していたが、書面確認を含め、いずれも適正に処理されていた。

第10表：実績報告書の点検状況

単位：件、（ ）内は構成比

		補助区分				計
		直接事業費		間接事業費		
		運営費	事業費	施設整備	業務費	
現地調査及び実績報告書等で確認		1	19		2	22(23%)
書面確認	写真・領収書	1	10	3	2	16(17%)
	領収書等	3	6		1	10(10%)
	写真		2			2(2%)
	実績報告書等のみ確認	14	26		7	47(48%)
	計	19	63	3	12	97(100%)

③ まとめ

令和2年度の重点項目において、補助金の執行に関する年間日程を確認し、事務手続きの不備や大幅な遅延等の不適正事例について指導を

行ったが、今年度の調査結果では、交付決定事務処理期間は平均28日、確定も29日と概ね1箇月以内の処理に改善されていた。他に指摘すべき事項も認められなかったことから、補助金の進行管理について、今後は通常の定期監査において適時に確認していくこととする。

エ 府有施設の建築基準法に基づく法定点検状況

令和2年度包括外部監査において、府公施設の建築基準法に基づく法定点検の未実施について指摘を受け、府有資産活用課が実施した全庁調査の対象72機関205施設のうち、23機関102施設を抽出して調査した。

① 法定点検の実施状況

用途区分を再確認した結果、要件を満たさず対象外となったものが22施設あり、実質的な監査対象は80施設となったが、いずれも点検実施済で、事務処理上も特に問題なかった。

法定点検の結果、特に問題なしは1施設のみで補修が必要なものが44施設あった。

今回調査した建築物の多くが、建築後20年以上を経過しており、34施設で排水施設閉塞や地盤不陸、屋根材劣化など老朽化に伴う不良箇所が指摘されている。補修箇所が多く所要経費が高額となるケースもあり、補修内容や緊急性等を勘案し優先度の高いものから順次対応している状況である。

建築設備では、非常灯不点灯や換気扇動作不良など局所的かつ軽微なものも多く、防火設備では、防火扉の動作不良が複数施設で見られた。

なお、昇降機は、定期保守点検等で日頃から良好な状態の維持に努められており、法定点検で特に問題となったものはなかった。

第11表：全庁調査の結果（府有資産活用課実施）に対する監査結果

単位：施設箇所

		全庁調査の結果				R3監査結果					
		本庁	地域機関	その他	計	抽出件数 対象外	調査件数	要補修	指摘		
機関数		16	35	21	72	23	3	20	20	0	
施設数		65	96	44	205	102	22	80	44	0	
建築基準法第12条点検	建築物	対象件数	63	83	46	192	102	22	80	34	0
		うち未実施	14	45	0	59	0	0	0	0	0
	建築設備	対象件数	49	68	44	161	55	11	44	29	0
		うち未実施	6	39	0	45	0	0	0	0	0
	昇降機	対象件数	19	31	14	64	7	0	7	0	0
		うち未実施	1	15	0	16	0	0	0	0	0

防火設備	対象件数	45	52	42	139	48	11	37	6	0
	うち未実施	4	33	3	40	0	0	0	0	0

第12表：用途区分別施設の監査結果

単位：施設箇所

用途区分※	対象施設	R3監査		主な補修箇所（内容）
		調査件数	要補修	
府民利用施設	85	16	13	建築物（屋根屋上劣化）、建築設備（照明設備不良）
福祉施設	35	30	0	建築設備（照明設備不良）、防火設備（防火扉作動不良）
共同住宅	21	15	13	建築物（地盤不陸）、建築設備（照明設備不良）
倉庫・車庫	24	11	10	建築物（地盤不陸）、建築設備（照明設備不良）
庁舎・事務所	9	5	6	建築物（壁面損傷）、防火設備（防火扉作動不良）
その他	31	3	2	建築物（壁面損傷）
計	205	80	44	

※ 建築基準法第6条及び施行令第16条による区分

② まとめ

聞き取り調査で得た課題は、「法定点検に関する知識・経験の不足」「対象施設との認識不足」「建設当時（築40年以上）の建築確認資料が不明で、点検要否の判断基準である用途区分、設備の更新履歴の確認が困難」、「予算不足により補修経費の捻出が困難」や、特に南丹管内以北の地域では、「点検業者の不足」などがあった。

また、対象施設を用途区分別に見ると、4割強が府民利用施設で、その多くは指定管理施設である。今回の監査で、点検状況を確認できた府民利用施設は全体の約2割で、利用者の安心・安全の確保、府有施設の適切な管理・運営の観点から、法定点検に関する事務処理の適正性や点検で判明した不良箇所等への対応状況について、引き続き監査していく。

オ 公用携帯電話の有効活用

移动通信システムが生活基盤から産業・社会基盤へと進化・発展し、行政サービスにも必要不可欠なものとなっている中、令和2年度監査において、利用実績がない携帯電話を一部で認めたため、全庁を対象に公用携帯電話の配備状況やその活用について調査した。

① 配備（保有）状況

全部局で計1,332台の携帯電話等を保有し、うちフィーチャーフォン（以下「ガラケー」という。）が607台（46%）、スマートフォン（以下「スマホ」という。）が188台（14%）、衛星携帯電話108台（8%）、タブレット端末429台

(32%)であった。

なお、災害時優先通信の指定は177台(20%)であった。

令和2年度支出総額は55,223,531円で、うちガラケー及びスマホに係る使用料金の総額は33,848,028円であった。1台あたりの年平均支出額は42,576円で、この金額の2倍以上の使用料金を支払った回線が17件あった。

第13表：端末の種類別配備（保有）状況

単位：台、円

端末の種類	保有台数	機種変更の予定			災害時優先通信の指定	R2支出額
		解約済・変更済	あり又は今後検討	なし又は未定		
ガラケー	607 (46%)	11	123	473	118	33,848,028
スマホ	188 (14%)	1	1	186	35	
衛星携帯電話	108 (8%)			108	24	7,386,927
タブレット端末	429 (32%)			429		13,988,576
計	1,332 (100%)	12	124	1,196	177	55,223,531

※ 事務局調査時点で回答があったものを集計

※ 保有台数には、解約済・変更済の12台を含む。

② 利用目的

ガラケー及びスマホの計795台の主な利用内訳は、連絡調整用が300件(38%)で、緊急時連絡用279件(35%)と合わせると、全体の7割強を占めるが、コロナによる在宅勤務やサテライト勤務時の連絡手段としても活用されていた。

スマホはデータ利用も可能であるが、ガラケーとスマホにおいては、通話中心の契約プランが795台中606台(76%)で、音声利用が主であると考えられる。

第14表：ガラケーとスマホの主な利用目的

単位：台、( )内は構成比

	ガラケー	スマホ	計
連絡調整用	247	53	300(38%)
緊急連絡、災害時対応用	196	83	279(35%)
コロナ対応、在宅勤務・サテライト勤務用	34	20	54(7%)
その他	130	32	162(20%)
計	607	188	795(100%)

③ まとめ

今回の調査により、公用携帯電話の活用状況について明らかになった。ガラケーが最も多

く、スマホについても通話中心のプランが多いことから、現時点ではガラケーで十分との意見が多数あるが、スマホは視認性に優れ、WEBや各種アプリの活用が可能となるなど、行政サービスの更なる質の向上が期待できることから、経済性を踏まえつつ、今後のDX化に応じた機種選定が求められる。災害時に使用するための機器については、使用者や利用目的によっては、万一の場合に備えて優先通信の指定を受けておくことが望まれる。

なお、コロナの影響等もあり、個々の契約や利用実態の詳細にまで踏み込んで調査できていないため、今後さらに3Eの観点から調査を進め、必要に応じ、公用携帯電話のより有効な活用方策の検討や、より目的に適い安価な機種への変更・料金プランの見直しなどの要望を行っていく。

カ 過年度重点項目の追跡

① ブロック塀等の安全対策等

令和2年度報告において、全163箇所のうち、工事未完了又は工事未着手であった教育庁及び警察所管分の29箇所(教育庁14、警察15箇所)について、教育庁所管分では3件が設計完了まで進み、残り11件は、個別に隣接地の所有者と折衝中であった。警察所管分は、6箇所が完成、2箇所は4年度実施の予定で、残り7箇所についても、順次、予算要求していく予定であることを確認した。

② 府施設でのAED管理状況

令和2年度報告において、設置場所のわかりやすい表示が不十分であった府立植物園について、令和3年度中に園内掲示板及び園内マップにAEDの設置場所が明示されたことを確認した。

③ 情報システムに係るハードウェアの適切な廃棄等

令和2年度報告において、確認した272件の契約中、情報抹消措置条項の追加に向け業者と調整中であった35件については、なお、大半が合意に至っておらず、リース切れ機器は、返却前に府側で物理破壊等によりデータ抹消措置を実施する予定であることを確認した。

5 監査委員による意見・要望

令和3年9月の知事との意見交換、同10~11月の各広域振興局長との意見交換において監査委員から表明した意見・要望について、その概要をまとめた。

いずれも昨年時点での意見・要望事項である。

○ コロナ対策（医療関係）

新型コロナウイルス感染症に対するこれまでの不眠不休の医療体制、医師会との連携等にも感謝するが、がんの手術を入れづらい、病床が一杯で入院できない等も聞いている。医療資源には限りがあるため大変と思うが、工夫をお願いしたい。



## ○ コロナ対策（事業者支援等）

中小企業への早期の協力金支給や緊急融資、再出発支援補助金などの支援に、また農産物の生産継続のために尽力いただいているが、コロナ禍での京のブランド戦略として高級路線に加え中食やテイクアウト、素材で売る等販路の拡大や多様化に努められたい。

また、コロナ社会対応ビジネスモデルやチャレンジプロジェクトのアイデアを活かすための取組をよろしくお願ひしたい。

## ○ コロナ禍における府民生活の安心

内閣府の令和3年4月の報告によると、女性に対する暴力、経済や健康、家事、育児、介護について、女性が置かれている立場は深刻で、府として、いわゆるコロナ弱者への支援にも取り組んでいただいているが、今後とも的確かつ迅速なケアをお願ひしたい。

また、社会や生活の非接触型、非対面型スタイルが加速する中、令和3年9月にデジタル庁が発足した。府としても、ICTやAIを活用し、府民の利便性向上や行政事務の効率化を目指されたい。

## ○ 防災・減災

治水対策は、いろは呑龍トンネルなどの浸水対策工事が進んでいるが、「流域治水」という新たな考え方のもと、河川の改修に加えて、調整池や下水管路への貯水、ため池の適切な管理など、幅広く総合的な整備をお願ひする。

新総合防災情報システムが更新され、危機管理情報WEBの利便性が上がった。自然災害の激甚化・頻発化に伴い、土砂災害警戒情報等の迅速な提供とともに、いち早い避難行動の促進や、その避難所の受入体制整備に努められたい。

また、避難行動の誘導や避難所の運営にはマンパワーが必要であるため、防災士の活用など地域における知識や経験のある人材の育成も、よろしくお願ひしたい。

## ○ 新たな地球温暖化対策

地球温暖化対策について、府の推進計画では家庭部門の温室効果ガス排出目標が達成できていない。環境省の資料にある取組は、LED化や家電製品の買い換えなどお金のかかるものが多いが、より身近な取組、コンセントをこまめに抜いたり、エアコンの設定温度を控えめにする等日々の取組が大事であり、府民の皆さんへのPRをお願ひしたい。

## ○ 文化・伝統産業

文化庁移転を見据え、コロナ禍にあっても工夫して大規模フェアなどが開催されているが、若手作家の育成については、文化的価値の面だけでなく、生活、やりがい、レベルアップに向け、実用的で高評価なものを、産業として活性化させていただきたい。

## ○ スポーツの振興

京都サンガが好調でJ1昇格の期待が高まっており、サッカーの一層の振興をお願ひするとともに、

拠点施設である京都スタジアムについて、関係団体や地元地域とも連携し、多角的な活用をお願ひしたい。

## ○ 観光

コロナ禍によりインバウンドが激減する中、この状況下でも修学旅行生は来ているとのことであり、今後の行動制限の緩和の状況にもよるが、国内観光等、京都の魅力の掘り起こしに一層努められたい。

## ○ 骨格的な基盤整備

新名神高速道路や、そのアクセス道路の工事など、府域の成長・交流・暮らしを支える骨格的な基盤整備が進んでいる。特に、府道宇治木屋線の犬打峠トンネルは、災害時の孤立防止対策としても、相楽地域の長年の要望であり、安心・安全の面からも早期整備をお願ひする。

## ○ 各地域の振興について

(山城) 宇治茶や京やましろ新鮮野菜などを核として、個々の地域振興活動が、広域的に相乗効果を発揮していけるよう牽引役をお願ひするとともに、新名神とつながる主要道路のネットワークの強化により、地域全体のポテンシャルを最大限に発揮できるよう、道路、河川等の基盤整備を推進していただきたい。

(南丹) 京都スタジアムや、川の駅などの施設整備も進み、今後の展開が期待される中、3密回避の新たな観光や、京都丹波の豊かな食を盛り立てていく施策など、地域産業の一層の振興に努めていただきたい。

(中丹) 安心・安全な旅のニーズが高まる今こそ、「中丹ファンサイト」などの活用により、魅力発信に一層磨きをかけるとともに、これを支える幹線道路等の交通基盤の整備や、由良川関係などの浸水対策をしっかりと進めていただきたい。

(丹後) 3密回避のアウトドア、美味しい地元食材等、安心・安全な観光に一層磨きをかけるとともに、主要幹線道路や景観の整備をしっかりと進めていただきたい。また、織物や農林水産物について、高いブランド力を活かした新たな展開と、そのための担い手の維持・育成に引き続き努めていただきたい。

## ○ 決算、内部統制等

決算については、コロナ禍の大変厳しい状況の中で適切に運営いただいているものの、府債残高が過去最高、将来負担比率が全国的にも高い状況であり、引き続き的確な財政運営をお願ひしたい。

内部統制の評価報告では、記載事項は概ね適切との判断をさせていただいたが、我々が定期監査をする中で、毎月の支払状況が長期間点検されていない等、所属長の月例点検の形骸化も複数見られ、運用面において、統制環境に弛みが出ないようにしっかりとやっていただきたい。

## 6 監査の結果に係る措置状況

令和2年度の監査結果53件全てについて、措置状況の報告があり、いずれも適切に処理されていることを確認するとともに、以下のとおり公表した。

公表日	内 容
令和3年4月16日 京都府公報第199号	指摘16件、要望2件

令和3年7月20日 京都府公報第226号	指摘6件
令和3年10月15日 京都府公報第251号	指摘14件、要望2件
令和3年12月14日 京都府公報第268号	指摘9件、要望3件
令和4年4月1日 京都府公報第297号	指摘1件